

令和4年度

財政援助団体等監査報告書

令和4年8月

伊達市監査委員



伊 監 第 29 号
令和 4 年 8 月 24 日

伊達市長 菊 谷 秀 吉 様

伊達市監査委員 山 下 茂
伊達市監査委員 山 田 勇

令和 4 年度財政援助団体等監査の結果について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき実施した財政援助団体等監査の結果を、
同条第 9 項の規定により別紙のとおり提出します。

財政援助団体等（指定管理者） 監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による公の施設の指定管理者監査

2 監査の対象

令和3年度において、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせている団体の中から、次の団体を抽出して監査を実施した。

なお、監査の実施に当たっては、伊達市監査基準（令和2年2月26日監査委員決定）に準拠した。

公の施設の名称	東地区コミュニティセンター	有珠地区コミュニティセンター
指定管理者	東地区コミュニティセンター運営協議会	有珠地区コミュニティセンター運営協議会
募集方法	公募以外の方法による募集 ※伊達市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第2条第2項、同条例施行規則第2条第3項第1号の規定による。	
所管部課	総務部 自治振興室	

3 監査の範囲

令和3年度における公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行状況

4 監査の期間

令和4年4月18日から令和4年7月14日まで

うち実地調査日 東地区コミュニティセンター 6月16日（木）

有珠地区コミュニティセンター 6月16日（木）

5 監査の方法

公の施設の管理業務や管理運営に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、関係書類等の確認、照合等を行うとともに、各コミュニティセンターの実地調査、指定管理者及び所管部課の関係職員からの説明聴取により監査を実施した。

6 監査の着眼点

(1) 所管部課

- ① 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、関係法令（条例等を含む）に根拠をおいているか。
- ② 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。

- ③ 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- ④ 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- ⑤ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- ⑥ 事業報告書の点検は適切になされているか。
- ⑦ 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。
- ⑧ 指定管理者において施設の利用促進を図ることとしている場合は、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。
- ⑨ 指定管理者制度の採用により、効率的な管理及び運営が図られ、利用促進が働くものとなっているか。
- ⑩ 利用料金制を採用している場合、そのことによって市民サービスの向上につながっているか。
- ⑪ 本来、市が実施すべき修繕等を放置しているものはないか。または指定管理者の費用で実施させていないか。

(2) 指定管理者

- ① 施設は、関係法令（条例等を含む）の定めるところにより適切に管理されているか。
- ② 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ③ 利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定等は適正になされているか。
- ④ 利用促進及び利用者サービスの向上のための取組はなされているか。
- ⑤ 公の施設の管理に係る出納関係帳票等の整備及び記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切になされているか。

7 監査対象団体の概要及び収支状況

(1) 東地区コミュニティセンター運営協議会

- ① 指定管理者が行う業務の範囲
 - ・施設の利用の承認及び利用料金の収納に関する業務
 - ・施設の運営及び維持管理に関する業務
 - ・施設の利用促進に関する業務
 - ・自主事業に関する業務
 - ・その他施設の運営に関し必要な業務
- ② 指定の期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間
- ③ 運営管理委託料（令和3年度）

5,748,000円
- ④ 収支状況（令和3年度）
 - ・収入決算額 7,444,658円 (A)
 - ・支出決算額 7,078,121円 (B)
 - ◎実質収支額 366,537円 (A) - (B)

【収入】

(単位：円)

区分	予算額 (A)	決算額 (B)	予算額と決算額との比較
			増減(C) (B)-(A)
繰越金	686,249	686,249	0
指定管理料	5,748,000	5,748,000	0
利用料金	1,200,000	741,595	△ 458,405
暖房料金	300,000	206,400	△ 93,600
雑収入	85,751	62,414	△ 23,337
合計	8,020,000	7,444,658	△ 575,342

【支出】

(単位：円)

区分	予算額 (A)	決算額 (B)	予算額と決算額との比較
			不用額(C) (A)-(B)
管理人手当	3,800,000	3,266,144	533,856
保険料	11,000	9,212	1,788
役員活動費	330,000	330,000	0
委託料	760,000	779,638	△ 19,638
電話料・受信料等	164,000	162,520	1,480
光熱水道費	1,760,000	1,406,587	353,413
消耗品費	416,000	129,991	286,009
施設整備費	609,000	798,972	△ 189,972
事業費	0	0	0
会議費	20,000	5,952	14,048
事務費	150,000	189,105	△ 39,105
合計	8,020,000	7,078,121	941,879

⑤ 利用状況（令和3年度）

利用月	利用状況	
	利用件数	利用人数
4月	115	1,477
5月	43	531
6月	26	394
7月	80	943
8月	69	893
9月	0	0
10月	114	1,380
11月	89	1,068
12月	87	1,220
1月	64	894
2月	59	808
3月	92	1,283
合計	838	10,891

(2) 有珠地区コミュニティセンター運営協議会

① 指定管理者が行う業務の範囲

- ・施設の利用の承認及び利用料金の収納に関する業務
- ・施設の運営及び維持管理に関する業務
- ・施設の利用促進に関する業務
- ・自主事業に関する業務
- ・その他施設の運営に関し必要な業務

② 指定の期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間

③ 運営管理委託料（令和3年度）

5,498,000円

④ 収支状況（令和3年度）

- ・収入決算額 6,141,511円 (A)
- ・支出決算額 5,662,085円 (B)
- ◎実質収支額 479,426円 (A) - (B)

【収入】

(単位：円)

区分	予算額 (A)	決算額 (B)	予算額と決算額との比較
			増減(C) (B)-(A)
繰越金	451,527	451,527	0
指定管理料	5,498,000	5,498,000	0
利用料金	245,000	132,906	△ 112,094
暖房料金	65,000	46,800	△ 18,200
事業収入	60,000	0	△ 60,000
カラオケ使用料	25,000	10,000	△ 15,000
雑収入	4,000	2,278	△ 1,722
合計	6,348,527	6,141,511	△ 207,016

【支出】

(単位：円)

区分	予算額 (A)	決算額 (B)	予算額と決算額との比較
			不用額(C) (A)-(B)
管理人手当	2,480,000	1,963,280	516,720
保険料	40,000	35,936	4,064
役員活動費	160,000	160,000	0
委託料	746,800	745,676	1,124
電話料・受信料等	102,000	96,896	5,104
光熱水道費	1,240,000	990,317	249,683
消耗品費	420,000	298,231	121,769
施設整備費	730,000	1,218,706	△ 488,706
事業費	260,000	30,000	230,000
会議費	30,000	2,275	27,725
事務費	128,000	120,768	7,232
予備費	11,727	0	11,727
合計	6,348,527	5,662,085	686,442

⑤ 利用状況（令和3年度）

利用月	利用状況	
	利用件数	利用人数
4月	24	287
5月	11	170
6月	7	93
7月	16	215
8月	9	114
9月	0	0
10月	16	224
11月	14	227
12月	27	349
1月	19	275
2月	11	166
3月	23	323
合計	177	2,443

8 監査の結果

監査の結果、関係書類等の計数等は符合しており、施設の管理運営に関する業務、出納その他の事務については、おおむね適正かつ効率的に執行されていたものの、次のとおり不適切な事務処理があった。

指摘事項

【総務部自治振興室】

各施設の利用料金については、伊達市コミュニティセンター条例第9条第2項により指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとされているが、東地区および有珠地区コミュニティセンターにおいて、徴収していた個人利用料金について、承認の手続きがされていなかった。

適正な事務処理に努められたい。